

別紙 3

山ノ内町パブリックコメント制度（町政への意見提出手続）結果公表案件

1. 意見募集の概要

1. 案件名	山ノ内町ファミリー・サポート・センター事業概要（案）について
2. 募集期間	令和5年8月10日（木）～令和5年8月31日（木）
3. 意見等の受付件数	2人 2件 （提出方法の内訳：郵送0人 FAX0人 電子メール2人 持参0人）
4. 所管部局（問い合わせ先）	健康福祉課子ども支援係 TEL:0269-33-3116（直通） FAX:0269-33-1109 電子メール：kofukushi@town.yamanouchi.lg.jp

2. ご提出いただいたご意見と町の考え方

※提出された意見等を内容により整理し、意見等の概要として掲載しています。

内 容	ご提出いただいた意見等の概要	町の考え方
相互援助活動中の事故等に伴う賠償保険について	賠償保険について、町が費用負担すると記載があるが、送迎時の交通事故に関する扱いも記載する必要があるのでは。	「山ノ内町ファミリー・サポート・センター自家用車使用規定」にて別途定める予定です。
相互援助活動の内容について	『子育てに関し必要な援助』の範囲が明確でないため、できる限り具体的な内容を記載する必要があるのでは。また、具体的にできないのであれば『前各号に掲げられていないものは必要の都度対応を協議する。』などとした方が良いのでは。	「山ノ内町ファミリー・サポート・センター事業実施要綱」において、「依頼会員は、当該提供会員と相互援助活動について、事前に十分な協議を行い、当該援助の実施を相互に決定しなければならない。」と定める予定です。
報酬の支払いについて	報酬をやり取りする際に使用する証拠書類の雛形があると分かりやすい	活動実施後、町要綱で定める「活動報告書」において、様式をお示しし、記入してもらう予定です。
提供会員が所定の講習を受講することについて	どんな講習内容を検討しているか、依頼側は受講しなくてよいか。情報共有は必要と思う。	提供会員は県で実施するオンラインによる研修（概ね24時間）を数日間で受講していただくほか、消防署によるAEDの使用方法や緊急救命講習を受講していただきます。 依頼会員に関しては、町要綱を定めた後、様式等も含め町ホームページにて公開しますので、詳細についてご覧いただくとともに、入会申込の際に詳細について説明させていただきます。 また、情報共有については、町要綱において、「依頼会員は、当該提供

		会員と相互援助活動について、事前に十分な協議を行い、当該援助の実施を相互に決定しなければならない。」と定める予定です。
--	--	---